

特定非営利活動法人 科学芸術学際研究所 ISTA 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 科学芸術学際研究所 ISTA と称する。
The Specified Nonprofit Organization, Interdisciplinary Institute of Science, Technology and Art (ISTA)

(事務所)

第2条 本法人は主たる事務所を埼玉県新座市内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、学術研究、特に、直接利益を生まない基礎（自然、人文、社会）科学研究、学際研究、芸術創造活動などの重要性を直接市民に訴え、幅広い国民各層に根を下ろした学術・文化の基盤整備、科学・芸術異分野コミュニケーションによる文化創造活動の活性化を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は第3条の目的達成のため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 科学技術の振興を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本法人は第4条の活動を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 基礎研究支援、科学・芸術共同作業推進
- (2) 学際協力「ものづくり」技術開発
- (3) 研究成果の市民還元
- (4) 「まちづくり」の推進
- (5) ホームページ、会報編集などの広報
- (6) 国際協力
- (7) 科学・芸術を組み合わせた体験学習
- (8) (1) から (7) に掲げる活動を行う国内、国際団体との連携、団体運営の助言、団体活動場所提供などの援助

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の3種とし、正会員および学生会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員： 本法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2) 学生会員： 本法人の目的に賛同して入会した高校生、短大生、専門学校生、大学生、大学院生
- (3) 賛助会員： 本法人の目的に賛同して入会して賛助するための団体、法人、個人

(入会)

第7条 会員の入会については、本会の目的に賛同するものであれば特に条件を定めない

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を伝えなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当することが生じたときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体および法人が消滅したとき。
- (3) 継続して、1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、該当会員を除名することができる。この場合、該当会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令または本法人の定款および倫理規定などの規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員および学生会員の中から選任する。

2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めた総会又は理事会の決議に基づき、本法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員がつぎの各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の、3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員および学生会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散および解散における残余財産の帰属先
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画および収支予算並びその変更
 - (5) 事業報告および収支決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金および会費
 - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員および学生会員総数の、5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した個人の正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第27条 総会は、正会員および学生会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員および学生会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第29条 正会員および学生会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員および学生会員は、あらかじめ通知された事項に書面をもって表決し、又は他の正会員および学生会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員および学生会員は、前第27条、28条および30条第1項および第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、この法人と正会員および学生会員との関係につき議決する場合においては、その正会員および学生会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 正会員および学生会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)
第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)
第32条 理事会は、つぎの各号に掲げる事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他の総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)
第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)
第34条 理事会は理事長が招集する。
2 理事長は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)
第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)
第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので、理事総数の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)
第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、本法人と理事との関係につき議決する場合においては、その理事は、議事の議決に加わることができない。

(議事録)
第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 開催の日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)
第39条 本法人の資産は、つぎの各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

(資産の管理)
第40条 本法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)
第41条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び収支予算)
第42条 本法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 超過予算又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関わる書類は、毎事業年度終了後に、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第47条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、資金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員および学生会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 本法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員および学生会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本法人が解散するときは、正会員および学生会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 本法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員および学生会員総数の3分の2以上の議決を経て選定する。

(合併)

第52条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員および学生会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本法人の公告は、本法人のホームページに掲載するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1 本定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長	小川 泰
理 事	池上 祐司
同	石黒 敦彦
同	木村 一字
同	石垣 健
同	菅沼 純一
同	手嶋 吉法

同 野口 守
同 松浦 執
監 事 吉田 徹

- 3 本法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人が成立した日から平成18年3月31日迄とする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日迄とする。
- 6 本法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員	(個人)	入会金	5,000円、	年会費	3,000円
	(団体)	入会金	10,000円、	年会費	5,000円
学生会員	(個人)	入会金	3,000円、	年会費	2,000円
賛助会員	(団体、法人)	年会費	一口	30,000円	(一口以上)
賛助会員	(個人)	年会費	一口	2,000円	(一口以上)